

平成30年12月

定例総会議事録

松本市農業委員会

平成30年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 平成30年12月27日(木) 午後1時30分から午後4時24分

2 場 所 議員協議会室(松本市役所 東庁舎3階)

3 出席農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	岩垂 治	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
23番	塩野崎道子	25番	上條信太郎
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 3人

6番	金子 文彦	22番	三村 晴夫
24番	二村 喜子		

5 出席推進委員 5人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推12番	堀内 俊男		

6 議 事(農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………(議案第154号、第155号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………(議案第156号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………(議案第157号～第163号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………(議案第164号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………(議案第165号～第168号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………(議案第169号～第170号)

(2) 協議事項

- ア 納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

(3) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地証明の交付状況の件
- ウ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- エ 農地の形状変更(土地改良)実施に伴う届出の件

- オ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による届出の件
- キ 農地法第5条の規定による届出の件
- ク 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

ア 平成30年度松本市農業施策に関する意見書の決定について（議案第171号）

(2) 協議事項

ア 平成30年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

(3) 報告事項

ア 非農地決定された農振農用地（青地農地）の事務処理方針について

イ 平成30年度第3回農業経営改善計画の審査結果について

ウ 平成30年度第2回青年等就農計画の審査結果について

エ 農地法施行規則に基づく別段面積について

オ 平成31年松本市農業委員会新年会の開催について

カ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	技 師	阪本 考司
		農 政 課	担当係長	中村 安広
		〃	主 査	川口 重人
		〃	主 査	東山 睦子
		〃	主 任	大塚 留誠
		〃	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	羽賀 裕輝
		西部農林課	主 査	上條 裕之
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 14番 柳澤 元吉 委員
15番 長谷川直史 委員
〔書記〕 板花局長補佐、齋藤係長

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第154号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

農政課からの説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課） お世話になっております。農政課の川嶋と申します。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第154号）。

内容は以下の一覧のとおりとなっております。

合計だけ読み上げますので、8ページをごらんください。

合計、一般分、筆数66筆、貸し付け38人、借り入れ24人、面積13万3,973平米。

円滑化事業分、118筆、貸し付け74人、借り入れ46人、面積19万9,931平米。

経営委譲、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積991平米。

所有権の移転、7筆、貸し付け4人、借り入れ4人、面積1万6,710平米。

第18条2項6号関係、9筆、貸し付け4人、借り入れ2人、面積8,876平米。

農地中間管理権の設定、53筆、貸し付け37人、借り入れ1人、面積8万7,217平米。

合計、筆数254筆、貸し付け158人、借り入れ78人、面積44万7,698平米。

当月の利用権設定（全体）のうち認定農業者への集積は、筆数154筆、面積28万22平米、集積率は81.69%となっております。

議案第154号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第154号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、155号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程い
たしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第
31条の規定によりまして、濱委員には退席をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続きよろしくをお願いいたします。
資料は9ページをごらんください。
着座にて説明させていただきます。
農用地利用集積計画の決定の件（議案第155号）。
合計だけ読み上げます。
円滑化事業分のみとなっております。
筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積5,757平米、認定農業
者への集積率は100%となっております。
議案第155号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発
言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第155号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室しております濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きます、議案第156号 農用地利用配分計画案の承認の件について
を上程いたします。
農政課から説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続きよろしくお願ひいたします。
資料のほうは10ページをごらんください。
着座にて説明させていただきます。
5－（1）－イ、農用地利用配分計画案の承認の件（議案第156号）。
合計だけ読み上げますので、11ページをごらんください。
合計、筆数53筆、貸し付け1人、借り入れ20人、面積8万7,217
平米。
当月の利用権設定（中間管理権設定）のうち認定農業者への集積ですが、
筆数47筆、面積7万8,169平米、集積率は89.63%となっております。
議案第156号については以上になります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願ひをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第156号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きます、議案第157号から163号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、7件について上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
高橋主査。

高橋主査 それでは、総会資料12ページをごらんください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
初めに、議案第157号、神田1丁目〇〇番、現況地目、田、1,309
平米外2筆、合計3,989平米を農業経営規模拡大のため、売買により
〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
続きます、議案第158号、島内〇〇〇〇－〇、現況地目、田、57平
米を農地の一体利用のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転する

ものです。

続きまして、議案第159号、新村〇〇〇〇-〇、現況地目、田、480平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇へ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第160号、洞〇〇、現況地目、田、1,407平米外1筆、合計2,275平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

1枚おめくりいただきまして、議案第161号、洞〇〇〇-〇、現況地目、畑、2,406平米外2筆、合計3,872平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第162号ですが、これは次の163号と農地を交換するものです。

議案第162号、反町〇〇〇番地、現況地目、畑、2,336平米外1筆、合計2,818平米を農地の効率的な利用のため、交換により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第163号、反町〇〇〇-〇、現況地目、畑、984平米を農地の効率的な利用のため、交換により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上7件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしく願いいたします。

議 長

次に、地元委員の意見を157号から順次お願いをいたします。

まず初めに、神田でございますので、青木委員さん、お願いをいたします。

青木農業委員

神田1丁目と2丁目と書いてございますが、場所的には、開成中学校のグラウンドのところから千鹿頭の方へ真っすぐ行ったところですが、ちょっと変則の田んぼではございますが、実はこの田んぼ、ことし、この案件が出る前までは、中間管理機構から神田の〇〇さんという人がずっと田んぼをやってしまして、収穫が終わった後、耕作が全部きれいに終わっている圃場でございます。たまたまこの12月9日、今月の9日にこの本人と、それから不動産屋さんと行政書士の方が突然と私のところに来まして、実はこのところを買いたいというお話なものですから、私のほうから確認をさせていただきましたが、本人もやるということでございました。

実は、この〇〇さんは、うちがまちの中にいまして、それから神田のほうに行って田んぼをやるということでございますので、ちょっと話をして確認してしましたら、〇〇のほうに実家があって、畑と田んぼをやっているというお話でございます。本人がやるということで確認のほうをいたしましたので、現時点ではそれ以上の私のほうとしては問題がないということで判断をさせていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

全体を通して、後で皆さんからの質問をいただきます。

次に、158号、島内でありますので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

本件の場所につきましては、国道19号線と、それから松本トンネルからおりてきた交差点ございますが、その松本トンネルへ向かう途中で、いわゆる高架橋のような形で橋があるわけですが、その橋の下、南側の農地がありますが、その農地の真ん中にいわゆる松本市が所有権保存した土地が57平米あります。いわゆる昔で言えば赤線のような形でそこに土地が残っていたということで、市から〇〇さんのほうに売り渡すということで、払い下げという形なんですけど、大きな農地の真ん中を横切っている形ですので、現状は田んぼとして耕作しておりますので、一体となってやっておりますので、問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

159番につきましては、新村でありますので、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員

それでは、場所は158号線、上高地線あるわけですが、そこに岩崎神社というお宮があります。その南側のところが現地でございます。

売主の〇〇さんにつきましては、高齢で、ちょっと施設へ入院といいますか、入っておられる状態です。後継者もおられないということで、二、三年前からこの〇〇さんが借りて耕作していたわけですが、この際、処分してしまいたいというような内容での申請ということです。

そういうことで、現状、田んぼとして耕作をされておりますので、問題なく、そのまま農地の保全という意味でもよろしいんじゃないかということでございます。お願いします。

議 長

ありがとうございました。

160番は本郷地区でありますので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

160番についてご説明を申し上げます。

洞の〇〇〇〇という地籍の中に構造改善された田んぼがございまして、この3名の方が相続を受けたんですが、先月も議案で上げさせていただきましたが、この3名につきましては、もう耕作をする気持がないということで、〇〇さんが、この地籍は〇になっていまして、洞の中にありまして、すぐそばのうちでございます。たくさん田んぼ、畑を耕作されておまして、12月21日に現地を確認しましても、耕作されておりました。近くに住んでいる関係で、別に問題はないと、このように判断しましたので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

161号も洞ですので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

161号につきましてご説明申し上げます。

地籍につきましては、洞の中の畑は、広い畑、日当たりのよい場所ですけれども、同じく12月22日に現地確認しましたが、よく耕作されておりまして、秋の取り入れも終わっております。やはり譲る方は3名の方ですね。相続を受けたんですが、耕作をする予定がないということで、三才山の〇〇さん、これ、ちょっと離れておりますけれども、〇〇さんは現在、田んぼと畑も耕作しておりまして、農機具、それから軽トラもありまして、4.5キロ離れているんですが、耕作するには十分運搬、機械を運搬したり、耕作できる状態にありまして、別に問題ないと、このように解釈しましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

162、163につきましては、四賀でありまして、きょう金子委員が欠席でございますので、大澤推進委員さん、お願いいたします。

大澤推進委員

大澤です。

説明させていただきます、〇〇さんの自宅の近くに、〇〇さんが耕作していますし、また〇〇さんのところが〇〇さんの耕作畑があるということで、お互いにそばでもってやるよりも、交換したほうがいいじゃないかという話し合いの結果、話がまとまったものでございまして、効率的な耕作ができるということで、作物も同じ白ネギとかピーマンとか、そういうものでございまして、お互いがまた〇〇ということもあるものですから、スムーズな交換ができたということでございます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま157号から163号まで7件につきまして、それぞれの地元の委員さんに説明いただいたわけですが、これに対しましてほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

農地法第3条の規定による案件7件について、一括して集約をいたします。議案第157から163号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することと決定をいた

します。

続きまして、164号の農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

阪本技師。

阪本技師

それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号第164号、本案件は追認の案件となります。島内〇〇〇〇-〇、現況地目、田、66平米に島内にお住まいの〇〇さんが通路用地を申請するものです。申請地は宅地の隣にありまして、明治時代から通路として使用しており、上下水道も通っている通路でございます。

追認であることにつきましては、当時転用許可手続がされていれば、転用基準を満たしている上、顛末書の添付もされておりますので、やむを得ないものと考えます。

農地区分は1種であります。既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

平成28年9月2日付農振除外済みです。

なお、この案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、1件、1筆、66平米です。よろしく申し上げます。

議 長

地元委員の意見をお願いいたします。

島内でありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員

場所は、長野道の東側で、JR大糸線との交差点があるところから南へ田んぼ1つ上がったところに〇〇さんの住宅があるわけですが、今、事務局から説明あったように、明治時代に分家を出して、そのまま使用してきて、昭和62年に全面改築をしているというところで、いわゆる接道義務というか、当然そういったものはあったかと思いますが、以前から水道もそこから通じていると。それから、平成8年に下水道の工事をやって、そこを通しているということで、アスファルト舗装もしてございます。全然問題なく、地目が農地なんて誰も思わない。通路ということで、追認することについて問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長

続いて、現地調査委員の意見をお願いいたします。

丸山委員、岩垂委員、どちらかをお願いいたします。

丸山農業委員

丸山のほうからご説明いたします。

議 長

お願いします。

丸山農業委員

12月20日に笹賀の岩垂委員と事務局、それと私と現地を確認してきました。

先ほどから説明ありましたように、宅地への通路ということで、また最小限の面積ですので、許可相当と考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第164号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定をいたします。

続いて、165号から168号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程をいたします。

それでは、事務局からの一括説明をお願いいたします。

阪本技師。

阪本技師

それでは、議案書の15ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号165号、島内〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、402平米外3筆、計4筆、818平米に安曇野市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇が建て売り住宅を新築する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号166号です。島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、200平米に安曇野市にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は1種ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

大内主査

続きまして、議案番号167号です。村井町南2丁目〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、467平米に村井町南2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが農家分家を新築する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代

替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。なお、平成30年8月1日農振除外済みです。

続きまして、議案番号168号です。会田〇〇〇〇、現況地目、畑、591平米外1筆、計2筆、791平米に東京都にある〇〇〇〇〇〇〇〇が建て売り住宅を新築する申請です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、4件、8筆、2,267平米になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案一つずつお願いをします。

165号につきましては、島内でありますので、河野委員、お願いいたします。

河野農業委員 場所につきましては、長野道の東側、旧国道147号線との交差点から北へ約250メートルくらいの場所にある道路に面したところでございますが、いわゆる既存集落地域の中にあるところでございまして、本人のほうも、いろいろ事業といいますか、飲食店を営んでおるということで、農地はできないというようなことで、建売住宅として3区画の予定をしておるようです。いわゆる集落と一体なっている地域で、特に周辺農地への影響はないということで、問題ないと思います。

以上です。

議長 現地調査をしていただきました丸山さん、岩垂さん、いずれかお願いいたします。

丸山農業委員 ただいま説明ありましたとおり、長野道の側道に面した土地でありまして、住宅にも接しておりますし、許可相当ということで考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第165号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということでございますので、本件につきましては原案のとおり承認することと決定をいたします。
次に、166号、島立でございますので、濱委員さん、お願いいたします。

濱農業委員 ご説明をいたします。
この申請地ですが、国道158号線の〇〇〇へ入る信号機があるんですが、その信号機の南西の角に既存の住宅がありまして、その住宅の西隣の農地になります。畑の状況ですが、北側が国道です。南側は農道が、ちょっと狭いんですが、農道があります。東側は、今説明したように既存の住宅、西側は駐車場になっております。砂利交じりでしたが耕起済みの畑ということで確認をしてみました。
周りへの影響ですが、住宅、駐車場、前後は畑、道路ということで、特に影響はないというふうに考えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
現地確認をしました丸山さん、岩垂さん。丸山さん、お願いします。

丸山農業委員 同じく12月20日に現地調査をさせていただきました。ただいま説明あったように、松本インターから島々に向かう158号線沿いにありまして、隣が住宅ということで、特に問題ないかと思えます。許可相当と考えます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第166号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、167号でございますが、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 現地確認の写真の2ページの下をちょっと見ていただければわかりやすい

かなと思います。こちらのところが申請地であります。その左側にアパートというか、マンションというか、そういうのが見えているんですけども、この奥が旧国立松本病院、今は松本医療センター松本病院と言いますけれども、そんなところの場所になります。

この場所の南側、手前になりますけれども、父親が所有するアパートになっていますし、東側は、壁みたいなのが見えて、これ、水路ですし、それから奥になりますけれども、北側になりますが、ここ農地です。したがって、隣接地に与える影響は少ないというふうに思われます。

以上です。

議 長 現地確認をしました丸山さんと岩垂さん。

丸山農業委員 現場を確認したところ、467平米の分家ということでございますので、問題はないというふうに判断してまいりました。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件ついて質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案167号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、168号でございますが、大澤推進委員さん、お願いします。

大澤推進委員 これは、皆さんご存じかと思いますが、善光寺街道岩井堂宿家並みの外れですが、一応このところは大変見晴らしがよくて、建て売りをして、来られるという方は、1ターンで来られる方ですから、地元の住民の方も心待ちにしているということでございます。

周りも、この写真で見ると、ちょっとうちが写ってないんですが、この写真の右側のほうには家並みがつながっているということでもって、非常に昔の宿場町が残っている場所でございます。ですから、問題ないと思うんですが、よろしく願いいたします。

議 長 現地確認をした岩垂さん、お願いします。

岩垂農業委員 写真を見ていただけるとわかるんですが、ネットが張ってございます。獣よけでございます。かなり厳しいところですよ。そういうところに、建て売りとはいえ、新たに人が来てくれるということでございますので、北のほうも南のほうも畑なんですけれども、利用状況としては、かなり厳しい状態なんで、やむを得ないというふうに判断をしております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第168号について、原案のとおり承認することに賛成の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第169号から170号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
高橋主査。

高橋主査 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
初めに、議案第169号、野溝西にお住まいの〇〇〇〇さんが野溝西〇ー〇〇〇〇ー〇〇、13平米外13筆、合計3,221.02平米について承認を受けるものです。
続きまして、1枚おめぐりいただいて、議案第170号、岡田下岡田にお住まいの〇〇〇〇さんが岡田下岡田〇〇〇ー〇外8筆、合計8,972平米について承認を受けるものです。また、岡田下岡田〇〇〇〇ー〇,1,119平米につきましては、特定貸付を行っています。
以上2件です。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、169号につきましては、窪田委員さん、

お願いします。

窪田農業委員

ちょっと申請地の説明が非常に難しく、すみません。ご理解いただきにくいかと思いますが、朝日街道の二子橋という橋がございますけれども、そこから直線距離で東へ500メートルぐらいのところなのですが、松本中川病院という病院がありまして、その病院と道路を挟んだすぐ南側と、この圃場からさらに50メートルぐらい南側にある住宅とかアパートに囲まれた場所にあります。

申請者は、農作業に従事しておりますし、自身でも農機具を所有しているため、申請地はきちっと管理されておりましたので、特に問題ないというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約をいたします。

議案第169号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

次に、170号、中條委員さん、お願いいたします。

中條農業委員

170号ですが、22日に現場確認してきました。私の地元で、神沢地区になります。ちょっと場所の説明は難しいものですから、うちの近所、本当に近所ということでございます。

田んぼと畑と果樹園と、いろいろ分かれています。〇〇〇-〇は田んぼですが、ちょっと圃場整備してなくて、ちょっとウナギの寝床のような細長い田んぼになっていまして、現状は野菜を耕作しています。

それから、〇〇〇-〇と〇は圃場整備の田んぼでありまして、田んぼを耕作しているという現状です。

それから、〇〇〇と〇〇〇、これは果樹園になっていまして、〇〇〇がリンゴ園、それから〇〇〇は桃の果樹をやっております。

それから、〇〇〇ですが、ここもリンゴ園になっています。

それから、飛びまして松岡という地籍ですが、〇〇〇は畑、野菜等となっています。

それから、蟻ヶ崎地籍になりますが、〇〇〇〇-〇は畑ということですが、相当な傾斜地で、荒れてはいませんし、草も刈っていきまして、耕作できる状態になっています。

それと、〇〇〇〇-〇は特定貸付ということで貸し付けて、相手の方はリング園、約1反歩をつくって耕作している状況です。問題ないと思います。

議長 本件につきまして、ほかの委員で質疑、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第170号において、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、協議事項に入ります。
事務局から協議事項ア、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について説明をお願いいたします。
高橋主査。

高橋主査 それでは、説明の前に1点、訂正をお願いいたします。
ページ1枚おめくりいただきまして、19ページになります。
19ページの15番、〇〇〇〇さんの農地、島立〇〇〇についてです。表の一番右側の利用状況欄に「不耕作地」と記載がありますが、「自ら畑として利用」に訂正をお願いいたします。これは、現地確認の際は駐車場として利用していましたが、議案発送後、農地への原状回復が確認できたため、訂正するものです。
それでは、ページ戻っていただきまして、協議事項、納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件について説明いたします。
これは、税務署からの依頼により、納税猶予を受けている農地について、20年目の免除確定をするため、現況調査を行い、その結果を税務署へ報告をするものです。
今回は、19件、65筆、8万1,975.22平米の調査となりました。担当していただきました委員の皆様、ありがとうございました。
調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりです。
委員の皆さんに現地を確認いただき、課題があった農地については、事務

局でも現地を確認し、ご本人に事情をお伺いいたしました。その結果、課題があった部分については改善が見られ、全て農地として利用していることが確認できましたので、税務署にはそのように報告したいと考えています。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの協議事項につきまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
事務局の説明のとおり特例措置を受けている納税猶予農地65筆、の利用状況についてであります。松本税務署へ報告させていただきますので、ご承知おきいただきますとともに、この間、農地の確認をしていただいた委員の皆様には、大変お疲れさまでございました。

続きまして、農地にかかわる事項の報告事項に入ります。

事務局からの報告事項アからクについて一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査 それでは、説明いたします。

ページは21ページから32ページまでになります。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、21ページ、現況証明の交付状況の件、1件、22ページ、非農地証明の交付状況の件、8件、23ページ、24ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、16件、25ページ、農地の現状変更実施に伴う届出の件、1件、26ページ、27ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、22件、28ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、29ページから31ページまで、農地法第5条の規定による届出の件、17件、そして32ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件が3件。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

農地に関する事項の協議が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた

します。再開は2時半ということでお願いをいたします。

(休 憩)

議 長

時間になりました。総会を再開いたします。

休憩前に続いて、その他の農業委員会業務に関する事項から協議を進めてまいります。

順番では、議案の松本市農業施策に関する意見書の決定から審議するところではありますが、農政課担当者がお見えでございますので、まず2の協議事項、それから3の報告事項ア、イ、ウ、エ、オというふうな、そんな順序で議題といたします。

初めに、30年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

こちらは別冊の資料になりますが、担当している農政課から、まず計画変更の概要について説明をお願いいたします。

中村係長、お願いします。

中村（農政課）

農政課の中村と申します。よろしく申し上げます。

じゃ、座って説明させていただきますので、お願いします。

説明の前にきょうの資料の確認だけさせていただきたいと思います。

資料は2つありまして、1つ目は、左上に「（協議事項）6－（2）－ア」と書いてありますね。真ん中に「平成30年度松本農業振興地域整備計画の変更について」という資料、これが本日の説明資料になります。

それから、2つ目は、真ん中に「変更申出地位置図」というものです。今回の農振の各案件の位置を確認するものです。特に説明では使いませんが、参考までに配付をさせていただきました。

ただ、資料は個人情報にかかわる内容が記載されていますので、恐れ入りますが、お持ち帰りの際には、取り扱いに十分気をつけていただきますようお願いいたします。

では、説明をいたします。

協議事項の資料、平成30年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更についての1ページをおめくりください。

そこに（1）変更案の概要ということで表が示されております。今回の申し出については、この表の一番右下ですね。網かけになった11と書いてありますが、11件になっております。

内訳を申し上げますと、その表の左上のほうから、重要変更というところに書いてありますが、8件です。内訳は、除外についてが6件で、編入が2件、それから軽微変更が2件、飛びまして一番下の取り下げが1件、合計で11件になります。

ページの横、2ページをごらんください。

続きまして、（2）の経過と（3）の今後の予定について説明をさせていただきます。

まず、(2)の経過は、記載のとおりですけれども、アの受付、変更申出受付、ことしの10月1日から15日の間で行いました。その以降ですが、各地区の農振協議会、それからウの現地調査、それからエの庁内調整会議を経まして、本日の農業委員会での協議というところになっています。

それから、(3)の今後の予定ですけれども、一番上のアですね、松本市農業振興地域整備促進等協議会、農振協議会と呼んでいるものですがけれども、これが年明けて1月21日の月曜日に行われます。ほぼ、きょう協議していただく内容と同じ内容で行う予定です。ただ、米印にありますとおり、公共事業1件と農業用施設2件については、この農振協議会で協議されて、承認されれば、そこにも書いてありますとおり、協議会の合意後に公告、それから申出者への通知を行う予定になっています。

その以降のイからキにかけては、今、少し申しあげました米印の3件ですね。アの米印の3件と取り下げの1件を除く7件について、イで申しあげますと、27号計画案を県へ事前調整とか、エ、農振計画の変更案を県へ事前協議等々をこの7件について行っていきます。最終的には、キのところに書いてありますとおり、農振計画変更案の県同意を得まして、計画変更を完了すると。それが平成31年7月下旬を予定しているというところ

です。

説明は以上です。

議長

ただいま説明がありました。これより質問、意見を求めます。
以後の協議は、推進委員の皆様を含めまして発言をお願いいたします。
ご意見ありますか。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。
次に進みます。
それでは、変更案の協議に入ります。
まず、農家住宅について説明をお願いいたします。
中村係長。

中村(農政課)

それでは、引き続きですが、ページを1枚おめくりください。3ページですね。

(4)整備計画変更一覧表とありますが、まず会長からもありましたとおり、農家住宅についてご説明いたします。3件です。

1件目ですけれども、島立の〇〇〇番地にお住まいの〇〇さんが所有されている島立〇〇〇、〇〇〇の土地を農家住宅として、合わせて1,352.52平方メートルを農振除外するという内容でございますが、申出者の〇〇さんの状況説明をいたしますと、〇〇さんは農業経営者でございます、配偶者と2人のお子さん、4人で近隣の、今回の申出地と近隣にお住まいです。ですが、現在の住まいの状況としては、家の老朽化が著しくて、お

うちの宅地内での建てかえを検討したというところがございますが、建てかえに要する道路の幅、工事車両とかの確保が困難で、加えてお住まいの敷地内から農業の資材を取り出せないような状況です。今後の農業経営の効率化を考慮して、今回の農振除外の申し出があったというところでは。

続きまして、2番、神林地区です。神林の〇〇〇〇さんが神林の〇〇〇〇番地の〇〇の土地について、農家住宅の離れを建てるということで、503.8平米の農振除外を申し出ているんですが、今回の申し出に際しての状況ですが、申出者である〇〇〇〇さんが、県道松本空港線が拡幅されると、そういうことに伴いまして、現在の住まいの離れを取り壊す状況になりました。移転先として、現在の宅地内も考慮しましたが、母屋には農業後継者である次男の家族7人がお住まいで、その離れを建てられるスペースがないというような状況で、今回503.8平米を農振除外して転用するというものであります。

続きまして、3番、今井の案件ですが、芳野にお住まいの〇〇〇〇さんが所有されている今井の〇〇〇〇-〇の土地について、農家住宅と農業用施設、主に接道用地になりますが、の用地として146平米の申し出があるというところでは。

今回の申し出に際しての状況ですが、〇〇さん、〇〇さんと〇〇さん、親子でございますが、現在、市営住宅にお住まいというところでは、実家の今井へ戻って、相続した農地を守ろうというところで、農家経営を考えていらっしゃる。

今回の申し出に至る経過なんですけれども、実家の今井の住宅に住むことも考えたわけなんですけれども、そのおうちが昭和10年の建築で、増強がままならないと。そこで、一たん断念しました。その後、近くの宅地の譲渡を検討しましたが、所有者との折り合いがつかず、また周辺の分譲地というところもあわせて検討もしたんですけれども、農地から遠いというようなことありまして、いずれも断念せざるを得なかった。そこで、一番最初に断念した今の今井の実家ですね。ここの敷地が白地でありまして、そこに建てかえるということを前提に、道路に接しているところからおうちまでの間の接道用地を含めた146平米を、今回農振除外して転用したいという申し出があったというものです。

以上の農家住宅3件は、地区の農振協議会でも協議されておりまして、市の関係課でも除外はやむを得ないというふうに判断しております。ご協議をお願いします。

議 長

ただいま農家住宅3件について説明がありました。

地元委員さん、島立、神林、今井の委員の皆様から補足説明がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

次に、全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

集約をいたします。

農家住宅3件、2002.35平米については、やむを得ないと、こういう形で集約をしたいと思いますが、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、農家住宅3件につきましては、やむを得ないというふうに集約をいたします。

次に、公共事業について説明をお願いいたします。

中村係長。

中村（農政課）

それでは、ページを1ページおめくりいただきまして、5ページをごらんください。

公共事業の除外の申し出になります。

4番のところになりますが、JAと里山辺の〇〇さん二者が所有されている里山辺の土地なんですが、今回申出者として松本市です。目的は、里山辺公民館と福祉ひろば、出張所を建てるための申請ということで、合わせて604.87平米の除外を申請しているということです。

発端は、現在、併設されております教育文化センターというものがあるんですけども、今回、整備充実をするというところの方針に伴って、土地としては手狭になってしまいましたので、公民館、福祉ひろばを移転するというところです。

位置選定としましては、施設整備基準にももちろん基づいた新しい里山辺公民館を整備するというところから、資料のところ、田んぼを2筆、合計684平米のうち、最小限の604.87平米を農振除外して、転用したいというものです。

ただ、今回、目的が公共事業ということもありまして、県のほうに確認をしたんですが、農振法上、着工前除外を要する市役所の用に供する庁舎に当たらないとの判断が示されているということもありまして、先ほど、今後の予定のところでも触れましたとおり、来月の1月の農振協議会で承認されましたら、相手方に手続の完了を通知していく予定です。

以上、公共事業についての説明は以上です。ご協議お願いいたします。

議 長

ただいま公共事業1件について説明がありました。

地元委員さんから補足説明がありましたら、お願いいたします。

中川委員さん。

中川農業委員

里山辺の中川です。

ここは私が毎日通っているところでございます、以前から、今ありますこの教育文化センター、公民館、出張所、非常に狭いところなんですよね。住民の数に対する広さというのがありますが、それを勘案しますと、現状で非常に狭いところなんですよね。地域としましても、広いこういった施設が必要であるというのは以前から言われておったことなんです、今回こういうことになりまして、地域としては大変いいのかなと。ここで除外という話ですが、これ、やむを得ない話だと判断しております。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に、全体の委員さんから質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約をいたします。

公共事業1件、604.87平米については、了承するという形で集約をしたいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成でありますので、公共事業1件については、了承するという事で集約をいたします。

次に、その他について説明をお願いいたします。

中村（農政課）

その他についてご説明します。

隣の6ページをごらんください。

5番と6番ですが、まず5番の今井の案件についてです。今井にお住まいの〇〇さんが所有されている今井〇〇〇〇-〇の土地を、同じく今井にお住まいの〇〇さんが農地への進入路として41平米を除外の申入れをしたという案件です。一応状況としては、申し出をされた専業農家の〇〇さんが、自前の畑で耕作をしたいところなんです、幅2.2メートルの大型トラクターを入れるような道がないというところで、今回、地主である〇〇さんが土地を譲ってくれることになりました。そこで、必要最小限の土地で田んぼ41平米を道路、農地への進入路として農振除外をして、転用したいと、そういう申し出です。

続きまして、6番の波田地区ですが、波田にお住まいの〇〇さんの波田〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇-〇の土地を〇〇さんが駐車場として243平米農振除外をしてくれということで申し出があったところですが、〇〇さん、

申し出をされたんですが、民宿を経営されておりました、毎週末法事があったり、あと地域の総会があったりということで、一度に15台ほど、多いときは20台の車の来客があるというところで、自前の駐車スペースでは足りないという状況であります。周辺の土地が全て農振農用地になっているということで、選定については、ちょっと困ったらしいんですけども、今回の申し出用地が道路に接しているということと、地主である〇〇さんが譲ってくれるというところもありまして、畑243平米を駐車場として農振除外して、転用したいと、そういう申し出がありました。

このその他の案件につきましては、両方とも地区の農振協議会で審議されておりますし、市の関係機関とも事前協議を済ませまして、この除外はやむを得ないというふうに判断しております。ご協議お願いいたします。

議長 　　ただいまその他2件について説明がありました。
地元の委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　次に、全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
集約をいたします。
その他2件、284平米については、やむを得ないというふうに集約をしたいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　ありがとうございます。
全員賛成でありますので、その他2件については、やむを得ない、ということ集約をいたします。
次に、編入について説明をお願いいたします。
中村係長。

中村（農政課）　　それでは、編入について説明をいたしますが、ページを1ページおめくりいただきまして、7ページをごらんください。

いずれも四賀の会田の案件です。

整理番号7番の〇〇さん、それと整理番号8番の〇〇さんともに、今回の申出地を隣の農地との一体活用をし、地域の農業振興を図るため、今回農振用用地に編入したいという申し出で、説明ちょっと簡単ですが、地区の農振協議会でも協議されておりますし、市の関係機関との協議では、編入に同意するとの判断に至っております。ご協議をお願いいたします。

議長 ただいま編入2件についての説明がありました。
地元委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 全体の委員さんから質問、意見ありましたら、お願いいたします。
柳澤委員。

柳澤農業委員 すみません、ちょっと恥ずかしいことを聞いてすいませんが、編入という
意味について、もう一度説明をお願いします。

議長 お願いします。

羽賀（農政課） こんにちは。私、農政課で農振を担当しております羽賀と申します。着座
にて失礼します。

今、委員からご質問がありました件についてお答えいたします。

編入について説明する前に、農振制度について簡単にご説明いたします。

農振の制度なんですけれども、優良な農地を守っていくための制度でして、
県が農業振興地域と言いまして、大きくエリアでここは農業をやっていく
場所だということを指定をいたします。その上で、市がそのエリアの中に入
った土地一筆一筆について、優良な農地として守っていく農地か否かとい
うことを判断しています。優良な農地と判断されたところは青地と私ども
呼んでおりまして、そうでない農地のことを白地と呼んでおります。

今回の編入のケース、中村からも説明がありました件につきまして、まず
農家住宅や公共事業、その他の件につきましては、これは今現在、青地、
つまり優良農地となっているところの指定を外す手続となっております。
一方で、今、ご質問ありました編入につきましては、白地農地と言いまし
て、今、優良な農地の指定を受けてはいないんですけれども、周辺の農地
と一体的に農業振興を図っていくために、優良な農地に指定したいという
申し出、青地にするというものが編入となっております。

以上です。

議長 いいですか。
ほかに質問ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約をいたします。
編入2件、5,074平米については、同意をするというふうに集約をし
たいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、編入2件については同意をするという形で集約をいたします。

次に、軽微変更について説明をお願いいたします。

中村係長、お願いします。

中村（農政課） それでは、続きまして軽微変更、8ページをごらんください。

これは、現在、青地の農地になっているんですけども、青地のまま少し用途を変更したいという内容ですが、2件ございます。

9番の新村の案件につきましては、新村にお住まいの〇〇さんが新村の〇〇〇番地の〇という土地を農業用施設として939平米軽微変更したいという申し出です。

〇〇さんの状況をご説明いたしますと、農業後継者がいない農地を借り受けて生産量をふやしていらっしゃる農業経営者です。現在、農業規模に見合う水稻用芽出し設備を備えた農作業所を建設するスペースが必要となっていて、今回の位置選定については、申出地、先ほど申し上げましたところの近くに、お米を乾燥する施設があったりしますので、一体として農作業の効率が向上できるんじゃないかというところ、それから上水道が整備されているということもありまして、水稻用の芽出しを建設する環境が整っているというところからでございますが、ほかの所有地も検討したんですが、なかなかスペースがないというところで、今回の軽微変更の申し出がありました。

続きまして、10番、梓川の案件ですが、安曇野にお住まいの〇〇さんが所有されている梓川梓〇〇〇〇-〇の土地を梓川梓の〇〇さんが農業用施設として1,279.84平米の土地を軽微変更したいというところで申し出がございました。

申し出をされている〇〇さんについての状況ですけれども、現在、経営面積が31ヘクタールを超えている農家さんで、210トン、方々でお米を収穫しています。それから、従業員6名で精米や販売をされている農業経営者です。それで、10年前から農業規模を拡大をしていきたいというところで取り組んでいらっしゃるんですが、休耕田を借り受けて、さらなるお米を増産していきたいと考えておりまして、今後の予定としては、毎年1ヘクタールの耕作面積を増加させていきたいと考えていらっしゃいます。

ただ、現在、その経営規模に見合う農業用施設、例えば農機具を格納する倉庫ですとか、精米作業所、あとタマネギの選別作業所の敷地が少し手狭になっているというか、ままならないような現状です。それで、例えば精米機がご自宅の旧車庫に設けられているんですけども、どうしてもやっぱり騒音ですとか粉じんということがありまして、周囲の方から苦情が頻繁にあると。それから、農機具を置くスペースについても、自宅の物置のスペースでは少し足りないと。実際は野外に雨ざらしになっているような

状況というところでは。

さらに、春先に種まきの場所と芽出し保管場所が必要になっているような状況というところで、今回位置を選定するについては、芽出しの保管場所に不可欠な上水道の整備があるというような場所、そういう建設する環境が整っているということと、土地所有者の〇〇さんも、後継者がいらっしやらないということで、売買の合意に至っているというところもありまして、今回、軽微変更の申し出があったというところでは。

以上の2件については、ほかの案件と同様、地区の農振協議会で協議され、市の関係課との調整も済んでおりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ただいま軽微変更2件について説明がありました。

地元の委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

次に、全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。中川委員。

中川農業委員

すみません、質問です。今のこの軽微変更というのは、いわゆる青地のまま農業用施設をつくるという、そういう案件が2件でいいんですよね。それと比べると、農家住宅のほうの項目の第3番、青地を除外して、農家住宅と農業用施設をとということですよね。これ、整合性というか、例えば整合性があるということでもいいんですよね。

というのは、農業用施設であれば、青地は青地のまま。だけれども、こっちは農家住宅と農業用施設をどちらも白にする。例えば、農家住宅の3番目のほうの農家住宅の面積部分は除外する。農業施設のほうは軽微変更というほうが整合性がとれるような気がするんですが、これでいいということなんですか。

議 長

羽賀さん、説明してくれる。

羽賀（農政課）

羽賀です。ご質問にお答えいたします。

まず、農振の土地というものは大きく4つに分けられまして、農振の農用地、いわゆる田んぼや畑、あとは、今説明がありましたように、農業用の施設などを建てるための農業施設用地、あと混牧林地と採草放牧地と4つあるんですけども、まず今回、今説明のありました9番と10番につきましては、単独で農業用の施設を農地の上に建てるという申し出になっておりまして、この場合、農振の農地の上にやはり何も許可などを得ずに勝手にそういう農業用の施設を建てることはできなくて、軽微変更と言って、農地から施設用地に種類を変える手続が必要となっております。

一方で、今、委員からご質問がありました3番の農家住宅と農業用施設、農家住宅部分は除外で、農業用施設部分は軽微変更でよいのではというご質問がありましたが、今回、この3番の案件につきましては、農家住宅の敷地の中に農業用の施設、いわゆる農機具を置く倉庫なども、そして敷地の中にあわせて建てるという申し出になっておりまして、この場合は、もう家と施設を一体として使いますので、1つにまとめて除外、つまり青地から白地に変更をするということにしております。よろしいでしょうか。

議 長 　　いいですか。

中川農業委員　はい、結構です。ありがとうございます。

議 長 　　次に、ほかの委員の皆様で質問ありましたら、お願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議 長 　　ないようです。
集約をいたします。
軽微変更2件、2, 218. 84平米につきましては、了承するという
ことで集約をしたいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたし
ます。

〔全員挙手〕

議 長 　　全員賛成でありますので、軽微変更2件については、了承すると、こうい
う形で集約をいたします。
次に、取り下げについて説明をお願いいたします。
中村係長。

中村（農政課）　それでは、ページをおめくりいただきまして、資料の9ページをごらんく
ださい。

整理番号11番、取り下げということなんですが、波田の案件で、当初、
〇〇さんが農業用施設として260平米の申し出をされていらっしやっ
たんですけども、〇〇さんご本人のほうご都合がありまして、取り下げに
なったというところなんです。

この内容については、取り下げになった内容については、波田地区と、あ
と関係部署へは伝えておりますので、よろしくをお願いいたします。
以上です。

議 長 　　ただいま取り下げ1件について説明がありました。
地元の委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いします。いいで
すか。

[質問、意見なし]

議長 全体の委員の皆様からご質問ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約をいたします。
取り下げ1件、263平米につきましては、了承すると、こういう形で集約をしたいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、取り下げ1件については、了承すると、こういう形で集約をいたします。
最後に、松本市の農業振興に関する計画（27号計画）の変更について説明をお願いいたします。
中村係長。

中村（農政課） それでは、27号計画の変更についてということでご説明申し上げます。
資料の10ページをごらんください。
まず、ちょっと趣旨から説明をさせていただきたいと思いますが、1番の趣旨のところ、2段落目ですね。「随時変更のうち」から始まる場所ですね。本来ならば、農用地等以外の用途に供することを目的とした、要は農業用以外の用途を目的とした農用地区域の変更については、土地改良事業の完了後8年を経過していない土地についてすることができないという取り決めがございます。ただし、地域の総合的な土地利用について問題がないと。そして、農業用の土地利用への支障が軽微であると。そして、一定の要件を満たす施設については、ちょっと飛びますが、今回の一番後ろの下から2番目の行として、松本市の農業の振興に関する計画、いわゆる27号計画を策定して、農用地区域の変更が可能になると。例外的に青地農地を除外できるという内容を27号計画と呼んでおります。
今回の案件につきまして、先ほど各案件のところでも触れました案件の中で、4件が今回の27号計画の対象農地、土地になります。要は、4件が土地改良事業を完了後8年未経過の土地というところです。
実際どういうところかということを見ていただきたいと思いますけれども、ちょっとページ戻りまして、資料の3ページをごらんください。
ここに先ほどご説明いたしました農家住宅の3件ございますが、これ、全部土地改良事業が完了して8年未経過の土地です。それがどこに書いてあるかといいますと、例えば1番の島立の案件ですと、真ん中のちょっと下

のところの公共投資の実施状況という欄があるかと思います。今回、その27号計画に該当する土地改良事業は、ちょっと小さい字ですみません。国営中信平二期土地改良事業平成26年度完了ということで、これ、未経過です。

それから、2番の神林の案件も、同じところですね。国営中信平二期土地改良事業平成26年度完了。

それから、隣の今井の案件については、隣の2つの案件と同様、国営中信平二期土地改良事業と、あと県営畑地帯総合整備事業古池原地区の平成29年度開始ということで、いずれも8年未経過の土地です。

それから、先ほど合計で4件と申し上げましたが、もう1件が、ページを1枚めくっていただきまして、6ページにございます。

5番の今井の案件です。これ、公共投資の実施状況という欄を見ていただきますと、県営かんがい排水事業鎖川地区ということで、今年度開始ということで、これも8年未経過というところですよ。

それぞれが今申し上げた土地改良事業の受益地となっているところですが、先ほど申し上げましたとおり、地域の総合的な土地利用について、問題がないと。農業を行う上で、土地利用への支障が軽微だと判断しまして、土地改良事業の完了後8年未経過でありますけれども、本計画、27号計画を変更したいというところがございます。ご協議お願いいたします。

議長 ただいま松本市の農業の振興に関する計画について説明がありました。全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。集約をいたします。松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について、異議なしと集約したいと思います。承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更につきましては、異議なしということで集約いたします。それでは、これまでの協議結果について、事務局からの報告をしていただきます。山田局長、お願いします。

山田局長 ただいまの協議結果をまとめて報告いたします。農家住宅3件、2,002.35平米については、やむを得ないと集約しました。

公共事業1件、604.87平米については、了承すると集約しました。
その他2件、284平米については、やむを得ないと集約しました。
編入2件、5,074平米については、同意すると集約しました。
軽微変更2件、2,218.84平米については、了承すると集約しました。

取り下げ1件、263平米については、了承すると集約しました。
松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、異議なしと集約しました。
以上です。

議長 　　ただいま事務局長からこれまでの協議結果についてまとめていただきました。
それでは、最後に総会の意見を最終確認いたしますので、農業委員の皆様を対象にお伺いをいたします。
ただいま報告されました集約結果のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手をお願いたします。

[挙手全員]

議長 　　ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は以上のとおり農業委員会の意見として決定し、市長に具申をすることといたします。ありがとうございました。
以上をもちまして農振地域整備計画の変更についての協議を終わらせていただきます。
次に、報告事項。お願いします。

中村（農政課） 　　一件報告事項がございまして、1枚ペラの紙で、右上に「報告事項」で、左のほうに「6－（3）－ア」と書いたものです。案件名は、非農地決定された農振農用地（青地農地）の事務処理方針についてでございます。
趣旨から申し上げますと、今年度から農業委員会が非農地決定する対象地に山林化した農振農用地も含まれるというところから、今後の事務処理方針ですが、それについて報告をさせていただくものです。
その方針内容については、2の（1）非農地決定された農振農用地は、5年に1回総合見直しというものをやっておりますが、そのときに一括して除外することといたします。
（2）で、ただし、市民から相談があった場合、今回ご協議いただいた年2回の随時見直しのときに除外できるというふうにしたいと思っております。
それから、3番、非農地決定された農振農用地の除外要件ということで、3つほどあります。
（1）番が一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない、（2）番が周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがない、それから最後、周辺の農用地等に土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがないとい

うところで除外の要件といたします。

以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、質疑を行います。
ただいまの説明に対しまして発言のある方の委員の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項イ、平成30年度第3回農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いします。
大塚主任、お願いします。

大塚（農政課） 農政課、大塚です。よろしくをお願いいたします。
着座にて失礼いたします。
報告事項6－（3）－イになります。
35ページになります。
平成30年度の第3回農業経営改善計画の審査結果について報告するものでございます。
根拠法令は、農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本市長が認定するものでございます。
認定基準は、記載のとおりとなっております。
今回、第3回の審査につきましては、新規が35ページから36ページにかけまして8件、再認定は14件、非更新者はいないため、100%更新となっております。
以上になります。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。
次に、報告事項ウ、平成30年度第2回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明を求めます。

東山主査。

東山（農政課）

農政課担い手担当の東山と申します。よろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

37ページをごらんください。

報告事項6－（3）－ウ、平成30年度第2回青年等就農計画の審査結果について報告いたします。

要旨としては、青年等就農計画の申請のありました1件について、指導班の書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

制度の概要としては、根拠法令ですが、農業経営基盤強化促進法並びに同法基本要綱、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、松本市長が認定するもので、資格、認定基準はお示しのとおりとなっております。

申請者ですけれども、波田地区に平成31年4月に就農予定の〇〇〇〇氏です。新たに花卉で農業経営を開始いたします。

今後ですけれども、また国の農業次世代人材投資資金の申請を予定しておりますので、また地区の農業委員さんにサポート委員としてご協力をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、最初に戻りまして、6－（1）－ア、平成30年度松本市農業施策に関する意見書の決定について、議案第171号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会資料33ページでございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

要旨でございますが、農業委員会等に関する法律第38条のところでございますが、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出という条文があります。つまり、必須業務となりました農地利用の最適化を進めやすくするための意見の提出、農業委員会の意見の提出ということでお願いしたいと思います。

2番目、経過でございます。

旧体制でございますが、7月31日に旧体制最後の農業振興部会で意見書の引き継ぎ事項を取りまとめてございます。

10月10日、新体制へ移行して最初の農業振興委員会、まずは意見書の作成方針について協議をしました。

それで、そのときは2項目ということで、今回は、収入保険制度の関係、それから中山間地地域農業の関係で行きましょうという話になりまして、11月9日、第2回農業振興委員会、意見書の素案2項目について協議を進めました。

11月30日には、定例総会におきまして中間報告をいたしました。

その後、12月10日に第3回農業振興委員会を開催しまして、意見書の案、1項目ふえましたけれども、3項目について協議を進めました。

3番目、「意見書」の構成でございます。

項目1、項目2は、ただいま説明したとおりでございますが、項目3としまして1つ追加になってございます。新規就農者の確保・育成対策についてという部分でございます。

こちら、11月の定例総会以降、農林部との調整によりまして、昨年度の意見書にも関連しますけれども、こちらの対策、新規就農者の関係を追加しております。

会長も、松塩筑安曇農業委員会協議会の関係で東京方面に出張した際に、新規就農者対策の重要性というようなことで、国会議員との懇談会がございまして、そちらでも話があったということで、やはり新規就農者の確保を進めるということは、農地利用の最適化には重要な要素だということで、追加をさせていただいた経過です。

5番目の今後の予定でございますが、決定をしていただければ、1月28日に意見書を提出いたします。役員対応ということで進めてまいります。市長に手渡すということでございます。

その後、3月27日に懇談会ということで、この日は3月の定例総会と同じ日になりますが、定例総会を先にやってから、懇談会というような流れを今のところは想定しております。その際は、農業委員さん及び推進委員さんにも出席をいただきたいというふうに考えています。

それでは、別冊ということで、意見書の案をごらんいただきたいと思っております。

あわせて、別冊の意見書には、これまた別冊ですけれども、参考資料をもう一冊つけてありますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、意見書（案）本体のほうですが、2枚ほどめくりますと、1ページ目が出てまいります。

農業振興委員会では、この1つ前のものを一度ご説明しておりますが、今回、総会決定ということで、改めて全文をご確認いただいて、ご理解の上、ご決定いただければと考えております。

まず、現状でございます。

農作物の収入減少リスクまたは価格低下リスクを緩和するための国政策と

して、農業共済制度、野菜価格安定制度、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等があり、これに対する市の支援策として次の2つが措置されています。

果樹共済制度への加入支援、それから2つ目として野菜価格安定制度への加入支援。

農作物の中で、果樹は最も自然災害の影響を受けやすい、野菜は最も価格変動の影響を受けやすいということから、農業者の経営安定策として国の制度に上乘せして市が支援してきたものと認識しています。

一方、平成29年の法改正で、農作物の種類を問わず農業者があらゆる収入減少リスクの低減を図る収入保険制度が創設され、この1月から制度が始まりました。

収入保険制度の導入に伴い、平成34年産以降の果樹共済制度が大幅に見直され、リンゴでは、平成30年産の加入方式別割合が90%近くに達し、主要な加入方式となっている特定危険方式及び樹園地地単位方式の廃止が決まっています。

課題。

新たに始まる収入保険制度は、加入者による果樹共済制度または野菜価格安定制度との選択制のため、収入保険制度を選択した場合は、市の補助を受けられなくなります。

果樹共済制度においても、平成34年産以降は加入者が選択できる方式が限定されるため、加入が伸び悩むおそれがあります。

収入保険制度の創設により、現行の果樹共済制度や野菜価格安定制度に対する支援のあり方を含め、農業経営リスクに対する市の支援の考え方を抜本的に再構築することが必要です。

農業委員会の意見。

家族経営が大半を占め、担い手の高齢化が進行し、自然災害や価格変動の影響を受けやすい農業にはさまざまな経営リスクが存在するとの前提に立ち、国制度に加入する備えある農業者を市がともに支えるという基本姿勢を明確にすることが重要です。そのため、農作物の種類を問わず農業者のあらゆる収入減少リスクに対処できる収入保険制度は農業経営安定の切り札と考えられ、果樹共済制度や野菜価格安定制度と同様に、収入保険制度の加入推進を図る新たな支援策が措置できるよう、早目早目の対応を求めます。

青色申告を前提とする収入保険制度の推進と加入支援は、足腰の強い担い手を育成することにも通じ、生産振興、販売促進等の施策効果を高めるためにも市の基本施策として確立する必要があります。

参考資料のほうをごらんください。

1ページ、2ページは、収入保険制度の概要についてまとめたものでございます。

制度開始は来年1月からということで、もう目前に迫っているということでございます。

加入申請期間は11月までということでしたが、1カ月延びたというふう

に伺っております。

加入できるのは、青色申告者ということであります。ただ、選択制ということで、先ほど出たとおりでございます。農業共済制度や野菜価格安定制度との選択制になっておりますので、どちらか一方にしか入れないということでございます。

5番目のところで、収入減少を頻発する者とそうでない者の公平性を確保しているということで、自動車保険と同じような考え方で、保険料率は全21区分となっているということでございます。

9割を下回ったときに補てん対象となるということでございます。80%から90%の部分は積み立て方式での補てんということでございます。

2ページのところの上のほうでありますけれども、保険料は2分の1国が補助しておりますし、積立金の部分に至っては、4分の3を国が見てくれるという非常に有利な内容でございます。

8番のところ、掛金の関係、もし基準収入が1,000万円の農業者でありましたら、初年度はちょっと積立金が大分かかりますので、ただ、これ、積立金は掛け捨てではないもので、制度を脱退する際は、積み立てた分は戻ってくるというところは重要なところでございます。

初年度はいろいろとあって、1,000万円の収入がある農業者の例では、30万円を超えるような内容にはなっておりますけれども、2年目以降は積立金ありませんので、保険料の部分だけかなというところがございます。

被害がなければ、年々保険料は下がってくるということでございます。

あと、補てん金額ですとか、加入スケジュールの関係、ご確認いただければと思います。

特に、スケジュールの関係ですが、保険料ですね。30年12月末の右のところにあるとおり、保険料、積立金は分割払いも可能ということで、31年8月末まで最大9回の分割払いができるということでございますし、31年12月の右側を見ていただければ、もし事故が起こったときに、つなぎ資金として無利子で支援される保険金の貸し付けがあるということで、希望により無利子でつなぎ資金を早目に得ることができるというところも有利な点かと思われま。

3ページ、4ページへ移ります。

こちらは果樹共済制度、3ページ、こちらの説明、先ほど本文でも出てきたとおり、リンゴの場合、もう廃止が決まっているのが、特定危険方式ですね。3セットと書いてあるのは、霜と暴風とひょう、この3つで3セット方式ですが、こちら、今、2割を超える損害から支払い対象となってくるわけですが、こちらの方式は、現在、71%の方がこちらの方式を選択しています。

樹園地単位の3セット、特定危険方式と合わせますと、9割近くの方がこちらの方式を選択して、果樹共済に入っています。

ところが、33年まででこの方式は廃止、34年以降はもうこの方式はなくて、総合短縮方式と書いてある方式になってしまいます。それだけになってしまうものですから、こちら、損害割合は3割を超えないと共済支払

い対象にならないというようなところもあるわけでございます。

ブドウについては、総合方式、かなり入っている方は多いわけですが、リングゴについては、特に特定危険というふうなところが多いものですから、今後どうなるのかというようなところが課題です。

下の(2)のところの果樹共済への加入支援状況というところで、松本市、塩尻市、安曇野市ということで、それぞれの自治体が現在、補助しているというところをご確認いただければと思います。

4ページは、野菜価格安定制度ということで説明した表でございます。

国の制度の部分、特に重要野菜と言われている指定野菜の関係は、手厚い国の割合、資金造成割合というところがありますけれども、国が6割、県が2割でその他が2割という中で、その他2割のところ、市は3分の1負担している部分がございます。

あと、特定野菜の部分もごらんいただければと思いますし、県の独自制度として、2階建ての部分もあります。

いずれにしても、収入保険との選択制になってくるというところを押さえていただければと思います。

続きまして、項目2ということで、本文のほうですが、2ページ、3ページお願いします。

中山間地域……

大澤推進委員

ちょっとお願いしますが、本文を全部読むんじゃなくて、集約して説明してください。

板花局長補佐

じゃ、少し時間を短縮してご説明します。

現状ですね。

中山間地域はさまざまなマイナス要素があるということをご説明しております。ハンディがあるということでございます。

それで、3行目から、国が日本型直接支払制度として中山間地域等直接支払交付金を措置しているわけでございますが、現状、耕作放棄地は平坦地と比べて明らかに多いというのは状況を見れば明らかであります。

それぞれ市内では、中山間地ごとにさまざまな振興方策を講じてきているわけでございますが、耕作放棄地の発生抑制には至っていないということでございます。

農業委員会の取り組みとしては、これまでに760ヘクタールの非農地化を実施してきたということで、農地除外を行ったということで、耕作放棄地率を少しでも下げていくという、消極的な取り組みにはなりますが、実態としてもう耕せないのであれば、農地から外すということを進めてきています。

先を見たときに、地域を守る担い手は不足し、しかも高齢化が進むという中で、今後ますます農地の将来が危惧されるというところがございます。

課題としましては、中山間地域において、個人や法人等の営農目的の担い手や趣味的な農業を志向する者など、多様な担い手の総力でいかに農地を

効率的に利用していくのかということでございます。

仕組みづくりということで、そこら辺、知恵を出さなきゃいけないということでございます。

農業委員会の意見としましては、計画的な土地利用の推進というところで、こちら、農政課ではモデル的に中山地区で今、やり始めている部分があります。このような取り組みを、中山間地域全体に広げていけば、1つ解決の糸口が見つかるんじゃないかと考えております。

我々農業委員会は、中山間地ごとに耕作放棄地の発生防止、担い手への農地の集積・集約化など、農地利用の最適化の推進に対して主導的な役割を果たすことが求められています。そのため、地域ごと現在の農地の利用状況を見詰め直し、地域内外の担い手によるさらに合理的な利用を推進するとともに、将来を予測しながら、参入企業、移住者、近郊住民等の新たな担い手を迎え入れ、農地を有効活用できるような考え方を整理することが必要と。そのため、各地域の特色と可能性を發揮できる土地利用の方向性を定めることが肝要ということで、我々農業委員会に対し、専門的な見地から助言、指導、支援を求めます、とまとめてございます。

2、スマート農業の推進ということで、最近はやっている言葉かとは思いますが、ロボット技術やICTを活用ということで、耕作条件に恵まれない中山間地域においては、高齢化、担い手不足による労働負担を和らげ、農地を効率的に利用するために有効な手段の1つと考えられます。こちらのスマートの農業実現に向けて、積極的な支援を求めますということでございます。

3番目、中山間地域における営農環境の確保ということで、これは個別的に委員から意見のあったところを取り上げた課題ということでございます。

(1) 松くい虫被害、豪雨災害その他自然災害により支出の増加が予想される獣害防護柵の補修費用、それから緩衝帯の維持・管理費用に対する十分な予算の確保。

(2) は、周辺山林の成長に伴い、日陰になって遊休農地が新たに生まれてくるというふうなことで、その支障木を伐採・除去する際の財政支援。

それから、市単事業において、中山間地域対象事業の補助率向上または中山間地域優先枠、こういったものの設定。

それから、森林づくり県民税の有効活用による防災・減災のための里山整備の推進ということで要望をしております。

参考資料は、5ページ、6ページ、それから7ページ、8ページ、ずっと続きますけれども、中山間地域の状況をまとめた資料でございますので、それぞれお目通しをいただければと思います。

畦畔管理の省力化というところでは、ロボットによる草刈り機ですとか、畦畔雑草を抑制するような緑化植物の導入とか、そういった話題もあるところでございます。

また、12ページ、13ページ、14ページについては、市の農業施策として、現状どのような事業があるのかというようなところ、土地改良事業の関係も、こういったものがあるよという資料をまとめております。

平坦地と中山間地域で一律、差をつけないで補助するというものか、ハンディキャップのある中山間地域にある程度手厚い支援ができないものか、というようなところを考える材料になるのではないかと思います。

最後、4ページの項目3でございます。新規就農者の確保・育成対策についてということで、こちらが新たに加わった部分でございます。

こちら、過去28年、29年の意見書でもこの部分の意見は出していて、引き続きの課題だという認識でございます。

現状ですが、市の資料によりますと、過去5年間の新規参入者、いわゆるIターン、Jターンと呼ばれている方の45歳未満の者は、4人から10人の範囲で推移しています。

本市に根をおろして農業を始めようとする新規参入者、農地の確保も重要ですが、住む場所の確保はやはり最重要課題ということで、農地の近くに家族構成に応じた住まいを見つけることがなかなかできないという悩みもあるようです。

ただ単に住めればよいということじゃなくて、果樹農業等、営農形態によっては、作業場とか、農機具置き場といった附属スペースも必要になるということもございます。

一方、過去5年間の本市の親元就農者、45歳未満の者の数は、平成25年度が20人だったのに対して、28年度、29年度は各4人と減少傾向にあります。

親元就農者は農業への定着率が高いわけですので、農家子弟の就農を後押しすることが農地の有効利用と遊休農地の発生抑制につながることは明らかであります。

課題としましては、新規参入者、Iターン、Jターンの場合ですけれども、住まい探し、条件に合った物件を見つけるまでには一定期間が必要だということで、住まい探しに本腰を入れるためには、仮の生活拠点をどのように確保するかというのが最初の課題です。

農業委員会としても、地域の最新情報をいち早く入手して、サポートしていかねばいけない、というところを押さえなければいけません。

一方、農家子弟の場合は、就農の動機づけをどのように求めるかということが課題になります。

農業委員会の意見でございます。

住環境対策の推進ということで、新規参入者の関係でございます。

さまざまな不安を抱えて本市に来るわけですので、安心して参入できる条件を示して、それをPR、効果的にPRすることが必要だろうと。そこで、例えば新規参入者が適当な住まいを見つけるまでの一定期間、市が仮の住宅を提供するような形で、不安を取り除くような制度づくりがあればなというところがございます。

それから、親元就農促進の関係は、国制度の積極的な活用というところで最終的にまとめました。

昨年、一昨年とお願いしてきた市単事業での親元就農促進の市単事業、結局、財政査定において、市単事業、予算がつくめどが立たない状況でござ

います。そうだとすれば、国制度の積極的な活用の中で、打開策を見出していかなきゃいけないんじゃないかということで、農業次世代人材投資事業というようなものの有効活用が必要じゃないかということで組み立てたところでございます。

参考資料のほうは、15ページ以降でございます。

新規就農者の数の推移をまとめたところもありますし、2番目としては、農業次世代人材投資事業経営開始型の活用状況ということで資料をつくってございます。

特に、夫婦型というものの活用が松本市は進んでないというふうに見受けられます。夫婦そろって松本に来る場合に、夫婦2人でこの事業を活用できるというところでございます。年間最大150万円、5年間交付というところですが、夫婦2人だと、150万円×2で300万円ということにはならないんですが、1.5倍までということで、かなりの支援ができるという、ここら辺、飯田市などはかなり着目しているというようなデータが出ているものですから、こういった制度をもう少し有効活用できるよう研究していけば、手厚い支援ができるんじゃないかということでございます。

国の事業の中身については、国のホームページから印刷したものをつけております。またお目通しをいただければと思います。

以上、こんな形で意見書を成案化して、お諮りするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長

田中委員長から、今、板花補佐から説明がありました意見書に対しまして、統括のコメントをいただければと思います。

田中農業委員

もう少しおつき合ください。

これの前段、やはり我々、つぶさに21地区からこういう立場になってきた中での問題点といいますか、課題は、担い手の問題、遊休荒廃地の問題、有害鳥の問題、トータルとしてマネジメントが必要ですし、販売の問題もやはり別の部分であると思います。

その中で、振興委員会でことしは何に取り組むんだということでこれ、出発いたしました。その中で、一つ一つ、今、板花補佐のほうから説明がありましたので、重複は避けませけれども、まず収入金の問題ですけれども、ことしのNOSA Iの会議に出てまいりますと、共済の払い込み金額は掛金などで約1%、金額で言うと2,500万円くらいになりますね。台風21号から2つの強風、24号で締めというこの悲惨な状況の中でも、それしか払われていないということは、セーフティーネットとしては、やはり制度自体に欠陥があるんじゃないかという意味合いの中から、農家に対して、そのセーフティーネットの一環として、この保険制度というものをもう一度、根本的に考えてもらいたいということで、1番目の項目を挙げてあります。

それで、2番目の項目の中山間地の問題ですけれども、前例の中で、中山の事例も今、補佐のほうから説明のありましたとおり、そこで我々は生き

て暮らしているんだと。その中で、どのように市としてサポートしたり、アドバイスしたりすることができるのかということをも根本に置きまして、その辺の取り組みをもう一度してほしいと。その項目は、先ほど申し上げた、そこに総括してありますので、またごらんいただきたいと思います。

それと、3番目の問題ですけれども、これは前回までには申し上げませんでした。二つ、1つは新規就農者の関係。新規就農者の関係で、松本の農業というのは、非常に県外の皆さんも、Iターンする皆さんも魅力的ですけれども、まず農地とか作目についてはサポートがあるんですが、住むところがない。当面の住むところがない。特に、世帯を持っていらっしゃる方は、来たくても、その辺が非常にネックになるということをお伺いしておりました。

それで、その中で、前段でもありましたとおり、農政課の担当の中でも、県外へ行ってアピールするに、ここへ住んで、何をつくれ、土地はこれだというふうなセットでのサポートができれば、なお一層我々の松本の農業というのをアピールできるんじゃないかという意味合いの中から、担い手項目の中で新規就農者を挙げてあります。

これについては、もう具体的に進んでおりますので、先ほどやはり農政ポジション、また市の理事者のポジションはやっぱりウイン・ウインだけれども、緊張感を持って進めなきゃいけないということで、そこを挙げてありますし、2番目のこれは、それぞれ新規就農者、Iターンの方に対しては、国の大変なサポートあります。

その中で、応用問題で、我々の親元就農の子供たちにも、応用問題が利くんじゃないか。

それとともに、板花補佐、夫婦型の取組みもおっしゃってございましたけれども、長野市はやはりシャインマスカットで億単位で収入を稼いでいる方もいらっしゃいますし、その後継者が夫婦でこちらへ帰ってきて、ブドウに取り組むというような事例もあるようです。

その中で、もし都会の東京なり、名古屋なり、大阪なりに行っている夫婦で、またこっちへ戻ってきて農業をやろうという人たちに、この制度を利用させてもらって、これだけのサポートがあるから、帰ってきてやるなら、これでやれというふうな紹介を我々ができれば、というふうに考える中で、ここへ急遽挙げさせていただきました。

以上、ことは3点に絞らせてありますが、また何かありましたら、またお聞かせ願ひ、また次年度以降につなげていきたいと思ひます。

以上です。

議 長

ただいま事務局から、また委員長からの説明がありました。
これより質疑を行います。
発言のある方、委員の皆様、挙手をお願いいたします。
長谷川委員。

長谷川農業委員

今、担い手の問題とかいろいろでございましたけれども、何かテレビの報道

とか聞いていますと、相続しても名義を変えなくて、所有権不明の土地が九州と同じ面積あるって聞いたんですけども、そういうのは松本市はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいです。

議 長 齋藤係長、所有者不明の土地がどのぐらいあるか。

齋藤担当係長 事務局では農地法に基づき、相続した農地について届出をしていただくようお願いをしておりますが、相続ができていないなど、所有者不明の農地については把握しておりません。ただ、先日も長野市で説明会がありましたけれども、相続未登記農地の取扱いについて、農業委員会の協議によっては、貸付を行える制度が具体的になってきておりますので、今後、農政課と調整しながら、農業委員さんへお図りしていきたいと考えておりますのでお願いします。

議 長 ほかに質問ありますか。

この親元就農のことでありますが、私は29日にそれぞれ会長会議が終わった後、地元の国会議員に議員会館へ参りまして、私、衆議院だったんですが、いろいろ意見書を手渡して、要請書なんかを手渡してまいりましたが、〇〇議員もいましたし、それから上田の国会議員もいましたので、ちょっと話をしてきましたが、長野の〇〇さんのところへ行きましたら、民主党が政権とったときに、親元就農支援金というふうな形で、この支援制度をつくったと。

やはり、この表を見ていただければわかるように、親元で就農した人は定着率もいいし、確実に農業をやってくれるというふうなことの中でつくったと。45歳までに就農すれば、150万円で5年間、それからまた先ほど説明がありましたが、夫婦でやれば、250万円で5年間の支援が得られると。国のこれは制度でございまして、そういう制度をつくったんだけど、長野県で、その〇〇さんがそこら辺アピールして歩いて、初めは飯山のほうをモデルにそういう制度を考えたんだけど、飯山であまり飛びつかなかった。

それから、今、先ほど長野の話がありましたが、須坂とかあちは今、シャインマスカットが物すごくいい値で売れるもんですから、親の収入がある程度あって、そこへ就農するということになる、ちょっとまた、そこまで支援は受けなくても、というようなことの中で、ちょっとそっちも利用が低調だと。

ここへ今示してありますように、飯田とか伊那とか、こちらが一番この制度に前向きで親元就農の促進を一生懸命進めていると。これは国の予算でやっていることなんだと。

それで、何で松本は少ないのかという話になりまして、課長とか支所のそれぞれの担当者が、親元就農する場合には、親が例えばリンゴ農家であったら、そこへ入るのに対しまして、何か違う品目を導入しなきゃいけないというような形がありまして、そこが一番ネックになりまして、また、行

政のそれぞれの担当者が、監査があるぞ、あるぞと。監査があるからと言って、なかなか別のものを、親の半分くらいのもをを目指して、しっかりしたものでなきゃもちろんいけないんですが、そこをあんまり強調するもんだから、非常に飛びつきが悪いんだと。

〇〇さんの言うには、そんなにそこに監査があるわけじゃないんだから、例えばリンゴ農家であって、1反歩ぐらいのキャベツ、タマネギを新たにをつくっても、それはそれでいいという話でした。

事業の名称は自民党になって変わっているようですが、国の予算とか、そういうものは変わってないようでありまして、非常に有利なこういう制度なんだから、もっと使ったらいいよというような話がありまして、松本市の農政課でも、こういう形でいろいろ資料を出して、検討するというふうな方向になっているわけでありまして、ついきのうですが、県の〇〇課長に聞きましたら、国の監査がどんなにおっかないものか知っているかいなんて言って、これは非常にそこを考えなきゃいけないなんて言って、えらい力説しておりましたが、松本市では、私の知っている限りでは、前の〇〇部会長の息子さんがこの制度を利用して、グラジオラスを始めたのかな。それで、グラジオラスが結構本物になって、花卉の栽培を別経営としてやっているというような話も聞きますし、それはそれでいいんですが、この制度をぜひ活用してくださいと〇〇さんが言っていて、また資料も送ってもらいましたんで、引き続き松本市のほうもさらに研究してもらおうというようなことになると思います。

ほかに何か意見ありますか、皆さんで。

それから、申し訳ない。時間のこともありますが、中山間地の写真がいまここにありますが、取組み例として、中山が今ちょっと1つのモデルになっていて農政課でやってもらっているのは、平成元年のころやった土地改良事業でありまして、一番初めの頃なもんですから、傾斜地の畦畔ですね。畦畔、本当に高い土手にいわゆる踊り場というか、小段がないもんですから、非常に草刈りがおっかないと。今の圃場整備では、小段が結構つくられて圃場整備がされているようですが、そういうところの改良を少ししないと草を刈っていて転んで事故になればいけないしって、そんなことをちょっと農政課へ言いましたら、今こうやって写真撮ってもらって、これに対する対処法というようなことで、農政課でも検討していただいているところでもありますので、こうやって意見書を出してもらえれば、さらにこのことが進むんじゃないかなというふうに思っているところです。

ほかに特に意見ありますか、この意見書に対しまして。

[質問、意見なし]

議 長

ただ、来年度の予算はもう固まっています、それをいよいよ決定するというような時期になりますので、31年度のこの政策には反映できないんじゃないかなというふうに思いますが、先般、〇〇課長にそんな話をしましたら、緊急のものであるなら、補正をとってやってもいいというような話も

ありましたので、こういった意見書を出せば有効じゃないかなというふうに思っています。

意見がないようです。

本件は、農業委員会法第38条の規定に基づく案件となりますので、農業委員の皆様による採決といたします。

議案第171号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。少し向こうに行きますが、3月27日の懇談会は、議論が深められるように、農業委員及び推進委員の皆様には準備とご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、報告事項、農地法施行規則に基づく別段面積の件について事務局の説明をお願いいたします。

齋藤係長。

齋藤担当係長

それでは、38ページをお願いします。

農地法施行規則に基づく別段面積の件でございます。

遊休農地の解消及び移住・定住者を含めた新規就農者の参入促進を図ることを目的に、再生利用が可能な荒廃農地及び遊休化のおそれのある農地で、農地の権利移転について所有者の意思確認が得られた農地を協議するものです。本来、この12月に別段面積の設定ということで予定しておりましたが、件数が少ないので、現在行っております利用意向調査の結果も踏まえまして、2月の定例総会で協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。これに対しまして委員の皆様から質問ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、御承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項、平成31年松本市農業委員会の新年会の開催についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

小西局長補佐

小西補佐。

それでは、資料の39ページです。

平成31年松本市農業委員会新年会の開催についてでございます。

日時ですが、31年1月31日木曜日、午後5時45分から、こちらは1月定例総会の終了後になります。

会場ですが、バーデン・バーデンです。緑町にあります四柱神社の緑町側から入っていく少し手前にお店がありますので、そちらで行います。

こちらの新年会ですけれども、全国農業新聞目標達成懇談会ということで、全国農業会議所のほうと長野県農業会議書のほうから職員見えまして、少し懇談会をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会費になりますが、1人当たり4,500円程度を想定ということですが、金額が確定しましたら報酬の引き落としは2月になりますので、よろしく願いいたします。

なお、新年会に出席できない委員さんにつきましては、1月25日金曜日までに事務局のほうへご連絡ください。連絡がなかったりした場合につきましては、キャンセル料をご負担いただくことがありますので、ご承知おきください。

以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

質疑を行います。

質問のある委員の皆様はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

全国農業新聞でございますが、大変皆さんの努力によりまして、松本の農業委員会のいわゆる新聞の部数でございますが、もちろん長野県でトップでございますし、特にそのことが全国の今の12月の時点で新潟を抜いて全国1位というような結果でございますが、本当にご協力ありがとうございました。

通年の部数からいって、どうも来年の4月ころは2位じゃないかなという話もありますが、それにしても松本の頑張りでこれだけ部数がとれましたということで、県の常設審議委員会の事務局からも非常に皆さんの活動に対しましてお褒めの言葉をいただいているところでございます。いろいろありがとうございました。

次に、報告事項カ、主要会務報告並びに当面の予定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、40ページ、41ページ、ご説明いたします。

まず、主要会務報告でございます。

1 1月30日開催、1 1月定例総会以降の内容について記載しておりますので、ご確認ください。

そして、40ページの下のほうから当面の予定ということでまとめてございます。

まず、1月4日金曜日になりますが、松本市の新年祝賀会ということで、農業委員のほうには秘書課のほうから案内が行っているかと思えます。会費1,000円で、事前申し込みは不要でございます。希望者はご参加いただければと思えます。

めくっていただきまして、41ページ、全体に共通する部分を中心にご紹介させていただきます。

1月18日は、第4回情報研修委員会ということで、関係農業委員の方、よろしくお願ひいたします。もう既にご案内はされているかと思えます。

1月23日、農地転用現地調査ということで、今度の担当は河西委員と窪田委員になりますので、ご予約をお願いいたします。事務局に9時に集合ということでお願いします。

1月31日が定例総会、こちら、新年会もございまして、推進委員の方にも広くご参加いただければと考えております。拡大委員総会というスタイルで1月総会を開催して、新年会も開催できればというふうに考えているところでございまして。

当面の予定は以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです、
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。よろしく申し上げます。

松本農業改良普及センターからの情報提供資料ということでごらんいただければと思えます。

1月から2月にかけて、各種研修会ですとか講演会等ございまして、5つほどご案内させていただければと思えます。

最初に、①番のところなんですけれども、農業雇用改善推進研修会、2ページなんですけれども、が1月8日にございまして、松本合庁の横の松筑会館でございまして、中身につきましては、雇用管理ですとか人材育成・確保についての講演内容になります。

続きまして、2番なんですけれども、第10回松本地域青年農業者交流会が1月18日にございます。小林会長さんにもご足労いただきまして、ご参加いただくんですけれども、地域の農業青年が実行委員になりまして、プロジェクト発表等を行うものなんですけれども、松本市からは三才山のイチゴ経営されています〇〇〇〇さん、あと今井でリンゴ等果樹経営されています〇〇〇〇さんがプロジェクト発表されるご予約になっています。またぜひご参加いただければと思います。

それと、③番なんですけれども、こちらのほうは県全体のものなんですけれども、信州農業トップランナー研修というものが第1回から3回までございます。ページは4から5ページなんですけれども、長野等の開催ですので、また中身をごらんいただければと思いますけれども、3名の講師の方がそれぞれ講演会をされるというような内容になっております。

それと、④番ですけれども、6から7ページになりますけれども、こちらのほうは松本地域の経営相談会が1月28日にございますという中身です。場所につきましては、JA中信会館でございまして、各専門家の方をお呼びして、経営改善ですとか、税務、財務、経営継承相談、雇用労働、6次産業化等、五、六人の専門家の方がいらして個別相談ができるというような内容になっております。

それと、⑤番ですけれども、先ほどもスマート農業ですとかICTのお話が出ておりましたけれども、農水省のほうで全国で何か所か「儲かる農業を実現する」農業ICTセミナーというものを2月に開催することになっております。

それで、長野県では2月6日にキッセイ文化ホールでございまして、来年度大分積極的にスマート農業等の事業が入ってくるかと思うんですけれども、お試的に使える技術を地域の皆さんに使っていただくですとか、そのような内容や、あと講演会、事例紹介等になるかと思っております。ご関心のある皆さんいらっしゃいましたら、ぜひお声かけいただければと思います。

まことに恐縮なんですけれども、②番から④番につきましては、事前にお申し込みいただければ幸いです。

以上、簡単ですけれども、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項等お願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

まず、1点目です。利用意向調査書未提出者への対応についてということでご連絡いたします。

10月の定例総会をお願いしまして、11月の頭、上旬ぐらいに該当者にお渡ししていただいたかと思っております。その利用意向調査の関係でございませう。

本日が調査票の提出締切日でございますが、まだ事務局のほうには半分ぐらいしか届いていない状況です。もちろん該当者が返信用封筒で郵送して

くる部分がかなり多いわけですが、まだ半分ぐらいしか来てないというところで、その対応でございしますが、未提出者がいる地区の農業委員さんには、年明け、1月7日の週になりますけれども、事務局から未提出者リストを郵送いたします。リストが届いたら、農業委員さん、お手数ですが、必要に応じて管轄の推進委員とも連絡をとり合いながら、該当者宅を再度訪ねていただいて、提出指導、提出の督促をお願いしたいと思います。

調査書は1月21日月曜日までに事務局へ届くようにご指導をお願いしたいと思います。本人が同封してある返信用封筒で直接事務局へ送っていただくというようなこともありますし、もし回収できれば、その場で対象者から回収、出張所経由等で事務局まで届けていただくというような手もございします。

件数が多い地区は、件数自体は四賀が18件で一番多かったんですが、2番目が梓川地区で4件ということで、調査自体がない地区もありましたけれども、まだ半分ぐらいの回収状況ということで、いずれにしても、1月7日の週に未提出者リストを発送しますので、届いた農業委員さんは対応をよろしくをお願いします。

私からは以上です。

議長 次に、小西補佐、お願いします。

小西局長補佐

すみません、長くて。

本日の配付物についてです。

カレンダーのほうですが、「2019年松本旬のカレンダー」ということで、こちら、農政課のほうで地産地消と食育事業の一環として作成しております。見なれた風景があると思いますので、おうちに飾っていただいて、1年間楽しんでいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと、もう一つ、すみません。きょう、私、1つ配り物を忘れておまして、総会終了後配らせていただきますので、配り終わるまでちょっとお帰りにならずにお願いします。申しわけございません。配るものは、活動記録簿で、ちょっと厚い本になりますので、よろしくお願いします。

毎月のお願いで申しわけないんですが、推進委員さんがお休みのところは農業委員さんが、農業委員さんがお休みのところは推進委員さんが持っていただいて、連絡をつないでいただくようによろしく願いいたします。

封筒とか必要な場合は、事務局のほうでこちらに用意してありますので、お声がけいただければ、お渡しします。

該当地区の委員さんで、農地関係の議案説明用申請書類お持ちの委員さんは、そのまま机の上に置いておいていただければ、事務局のほうで回収いたしますので、置いていってください。

私からは以上です。

議長 その他、全体を通しまして委員の皆様から何か意見ありましたら、お願い

をいたします。

河西委員。

河西農業委員 利用意向調査票に関してなんですけれども、未提出の方がちょっと多いようで、それでそういう方って、その調査票自体を紛失している可能性も結構あると思うんですよ。もしできればなんですけれども、農業委員のほうに意向調査の再依頼通知を出す際に、調査票をもう一度つけていただければありがたいなと思います。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 委員と個別に相談しながら、要望にお応えできるよう、期待に添えるよう、担当者とも協議しながら進めたいと思います。

河西農業委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにどうですか。意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事運営にご協力いただきました。ありがとうございました。
これで議長を退任させていただきます。
ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 14番 _____

議事録署名人 15番 _____